

「東日本大震災復興緊急保証制度」のご案内

東日本大震災により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。
震災により被害を受けた中小企業者の皆さまの経営の安定と復興のお手伝いをいたします。

■制度の概要

制 度 名	東日本大震災復興緊急保証制度（略称：震災緊急）		
対 象 者	東日本大震災により直接的または間接的に被害を受けた、以下の（１）～（６）のいずれかに該当する中小企業者の方。 （１） 特定被災区域内に事業所を有し、当該事業所またはその主要な事業用資産が東北地方太平洋沖地震による災害により損害を受け、その損害について市区町村等の罹災証明を受けた中小企業者の方。 （２） 平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際し、警戒区域、計画的避難区域または緊急時避難準備区域として公示された区域内に事業所を有する中小企業者の方。 （３） 特定被災区域内に事業所を有し、東日本大震災により売上高等の減少等経営の安定に支障が生じていることについて、所在地の市区町村長の認定を受けた中小企業者の方。 （４） 特定被災区域外に事業所を有する中小企業者であって、特定被災区域内の取引先事業者との取引が減少しているため経営の安定に支障が生じていることについて、所在地の市区町村長の認定を受けた方。 （５） 特定被災区域外に事業所を有する中小企業者であって、東日本大震災に起因して契約の解除、顧客の減少等により売上高等の減少が生じており経営の安定に支障が生じていることについて、所在地の市区町村長の認定を受けた方。 （６） （１）～（５）に掲げる中小企業者を構成員とする中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接または間接の構成員とする団体。		
保証限度額	一般保証とは別枠で 無担保 8,000万円 最大で 2億8,000万円 （組合の場合 4億8,000万円 ）まで ※ただし、セーフティネット保証および災害関係保証と合算して5億6千万円までとなります。		
資金使途	経営安定に必要な事業資金（事業再建に必要な資金を含みます。）		
信用保証料率	年0.80%	保証期間	10年以内（据置期間2年以内）
貸付利率	金融機関所定利率	責任共有制度	対象外（100%保証）
返済方法	原則として均等分割返済	貸付形式	手形貸付、証書貸付
担 保	必要に応じて	保 証 人	原則として、法人代表者以外不要
申込書類	一般保証申込書類、罹災証明書または市区町村長の認定書等、その他必要書類		
取扱期限	平成24年3月31日の貸付実行分まで		

※詳細についてはお問い合わせください。

※国の中小企業向け支援策については、[中小企業庁のホームページ](#)でご覧いただけます。



熊本県信用保証協会